③　当該療養について三年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する歯科医師として十例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の歯科医師が三名以上配置されていること。
③　実施診療科において、看護師又は歯科衛生士が配置されていること。
④　病床を二十床以上有していること。
⑤　当直体制が整備されていること。
⑥　緊急手術体制が整備されていること。
⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑧　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑨　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑩　コンピューター断層撮影及びその診断を実施する体制が整備されていること。
⑪　当該療養について十例以上の症例を実施していること。
⑫　届出月から起算して二月が経過するまでの間又は届出後（届出月以降をいう。以下同じ。）当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

五　顎顔面補綴
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
腫瘍手術、外傷、炎症その他の原因により顔面領域に生じた広範囲の実質欠損
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら形成外科、耳鼻いんこう科、歯科又は歯科口腔外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　形成外科専門医（社団法人日本形成外科学会（昭和六十一年八月一日に社団法人日本形成外科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）、耳鼻咽喉科専門医（社団法人日本耳鼻咽喉科学会（昭和二十八年四月一日に社団法人日本耳鼻咽喉科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）、口腔外科専門医又は補綴歯科専門医であること。
③　当該療養について三年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は歯科医師として二例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　形成外科、耳鼻いんこう科、歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師又は歯科医師が二名以上配置されていること。
③　病床を有していること。
④　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑤　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑥　当該療養について二例以上の症例を実施していること。
⑦　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

六　人工括約筋を用いた尿失禁手術
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
尿失禁
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら泌尿器科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　泌尿器科専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　泌尿器科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　麻酔科標榜医が配置されていること。
④　臨床工学技士が配置されていること。
⑤　病床を有していること。
⑥　当直体制が整備されていること。
⑦　緊急手術体制が整備されていること。
⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑩　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑪　当該療養について三例以上の症例を実施していること。

七　光学印象採得による陶材歯冠修復法
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
歯冠部う蝕
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら歯科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　補綴歯科専門医又は歯科保存治療専門医（特定非営利活動法人日本歯科保存学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。
③　当該療養について三年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する歯科医師として五例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　歯科を標榜していること。
②　医療機器保守管理体制が整備されていること。
③　医療安全管理委員会が設置されていること。
④　当該療養について十例以上の症例を実施していること。
⑤　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

八　経皮的レーザー椎間板減圧術
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
椎間板ヘルニア